

# 【三郡地誌備考】

やまもとひでお  
山本秀雄

本誌創刊号に『三郡地誌備考』をのせ、そのさわりだけ紹介したところ、ある読者から備考も又記載の諸誌も見る機会がないから、中身の紹介が欲しいと要請があった。かねがね必要を思いながらそのままになっていた。ところに最近、社会的要求か屋久島学習のためか屋久島の歴史・地理について聞かれることが多くなった。かねての宿題でもある『三郡地誌備考』の屋久島関係だけを抜萃して紹介する次第である。

元々種子島・屋久島・大島三郡はその属島を含めて、古くから南島と総称され、また海上の道と言われて行政上も同じ扱いを受けた背景もあって、一島を抜書にしては意を盡くせないかと思うが紙数も限られているのでお許しを願いたい。

屋久島は先年世界遺産条約に登録された。鹿児島県は環境文化村構想を以て自然保護と共生事業を推進し、地元も屋久島憲章を制定してこれが責任の一端を負い、豊かな自然を守る地域づくりに取り組んでいる。ねらいは世界が未来に残す遺産として、屋久杉を中心にした自然環境の保全である。

かつて屋久島は口六万（猿二万・鹿二万・人二万）といわれて、世界遺産条約の趣旨を先取りした共生の島であった。植物は気象による分布に、動物も菜食範囲を以てそれぞれ棲み分けていた。

人間また川口周辺に集落し、前線基地を森林中に置いた生活、支えは信仰にたよる外はなかつたろう。例えば伝統行事の岳詣りも、ゴメンゴメンの木ノミの儀礼も、長い習俗に守られた共生の証で口六万の言葉がそれを物語っている。

②ゴメンゴメンの木は八ドの木で神の代役に使用す。

さて一方の観光業は花盛り、増加一方の入山者の身勝手さが山中をゴミの山とし水上を汚染する水の浄化を司どる樹木たちは疲労困憊、負担を強いられようとしている。又山の道路は立派に舗装されて高みにのぼるが、森は生態のバランスを崩しつつあるのか、島のみどりは土色に変色を呈する有様（台風被害と相俟つてのことだが）に、動物たちは山を降り人間社会の農作物を荒す、日々騒動は増大しようが、遺産条約が仇にならないことを祈るのみである。森林体系に変化をきたし、島の森林文化の歴史の継続をも危うくしては、人間の精神文化をも貧困にするからで、豊かな心も育たなくなるし、共生もなかるうというものである。

『地誌備考』に将来の展望は記されないが、過去の形成のあとを学ぶことは出来る。興味あるは「名勝考」（本誌90頁4段目）の「朝廷命じて官姓を賜うもの一、一一六人なり、その子孫もし鶴

と化し去り、猿となりうせざらましかば今に至りて遐胃遺族亦多かるべし……云々」など神の声を聞く思いもする。その他文中に島民の信仰のあとも読みとれようか。

創刊号と重複するが『地誌備考』は明治八年、中央政府の示達で「皇国地誌」編集のため、明治十五年から十七年の間に「鹿児島県地誌」編纂がなされ、その業務上に作成された稿本であるといわれている。注（「薩摩郡・高城郡地誌備考」五味克夫先生解題文参照）、提出された原本は大正十三年の関東大震災で煙滅し現存しないと云うが、『三郡地誌備考』は東大史料編纂所と県立図書館に各一冊の写本がある。県図書館本は追補の書込み、挿入や貼付もあつて素人に容易に扱えないので、整理の届いた東大史料編纂本を底本に紹介させて頂いた。稿本は句読点・フリガナも無いがそのままのせることにした。資料の生の姿にふれて頂きたい。記載の諸誌にいろいろと時代の形や色も見えて興味もわこうというものである。

尚記載の諸誌は次の通り。①薩隅日地理纂考・②鹿藩名勝考・③日本書紀・④続日本紀・⑤種子島家譜・⑥本藩地理拾遺集・⑦島津右馬頭以久譜・⑧川上因幡守日記・⑨地理志

# 熊毛郡(種子島) 馭謨郡(屋久島) 二郡地誌備考

## 大島郡(大島)

『三郡地誌備考』から屋久島関係のみ抜萃

### 馭謨郡

四年七月鹿兒島県二属ス

本郡は上古今ノ本島口永良部ノ両島ヲ益救夜玖夜久邪古邪久能満ノ二郡ト為シ今ノ種子島二隸シテ多禰國ト惣称セシニ 淳和帝ノ天長元年能満ヲ馭謨ニ合セ七益救ヲ熊毛ニ合セ二郡ト為シ大隅國ニ隸セラル能満ヲ熊毛ニ益救ヲ馭謨ニ合セシヲ天長の説誤シルカ種子島ニ野間村アレハ能満郡ノ遺名カ 中古本島ノ宰主詳カナラス鎌倉幕府ノ時島津忠久ノ治下ニ附ス即十二島ノ地頭職ニ補ストアリ

### 馭謨郡

或ハ駒路郡トモ言フ

淳和天皇天長元年停能満合馭謨為一郡隸大隅國

### 地理誌

屋久嶋 惣廻リニ拾里三拾町イ

三拾五里イ又ニ拾五里

上古抜取或夜久益救郡

古邪久等之字

屬嶋永良部嶋(俗ニ口永良部)

惣廻リ六里拾八町イ三里

推古天皇紀云掖久人三人帰化(按ニ此西南之小嶋タルニ由テ此朝ニ始テ投化ス)

続日本紀云文武天皇御守多禰夜久奄

美度感等人從一朝宰一來テ貢ニ方物一又

云聖武天皇神龜五年トモ有天平五年

六月丁酉益救郡大領外六位下加理加

等一百三十六人賜多禰直能満郡少領外

從八位粟麿等九百六十九人自居賜ニ直

姓一

一品寶珠權現

延喜式神名帳所謂大隅國馭謨郡一吟ハ益救神社是也但社頭を一品の浦と云此所を宮之浦とも云

應永十五年十月八日從元久公種子嶋氏

八代左近將監清時忠節之賞屋久永良部

兩嶋併領本領種子嶋十六代左近將監久

時入道一琢文祿四年軫屋久種子嶋永良

部三嶋而拜領薩州知覽院慶長四年乙亥

夏再賜種子嶋此時屋久永良部二嶋ヲ暫

為借地終為公領從是世々種子嶋一嶋全

領也

### 続日本紀十九廿一ノ卷

孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑大宰

府奏入唐副使從四位上吉備朝臣真備船

を以去年十二月七日來着益久嶋自是之

後自益久進發漂蕩着紀伊國牟漏崎

種子嶋家譜云時亮命ニ肥後時典上妻家

続一築屋久長田城矣

久豊公ヨリ種子嶋清時ニ疏黃竹嶋黑嶋

三嶋加給ふ文祿四年六月廿九日 大閤

公以御朱印嶋津右馬頭ニ賜ふ

高千九百七拾三石

山役浦役此米

三千六百三拾四石三斗八升 屋久嶋

應永三十一年 忠國公日州海江田城御

出陣之時代清時舍弟因幡守時真八月參

進鹿兒府時有邊參雖依風波難述海上不

任意候旨今度遲參不依大小身不去所領

不可有對願云々苟時真為名代去清時之

所領詔無本意然奉行大寺作州柏原豊州

因催促不得止而獻惠良部即奉謁太守久

豊公

### 川上因幡守日記

寛永十年癸酉諸國へ上使被召下候九

州へハ小出對馬殿堀織部殿能勢小十郎

殿被下候此間略喜入久右衛門相良左助

川上因幡相付申九月九日大泊御出船屋

久一湊之港江御着同十日永良部へ御三

人御渡候而其日屋久長田へ御着同十一

日又如一湊御廻候由被仰候処川湊を浪

沙ヲ上そき小記候故御船出候事邊と

て陸路を相越候地頭五代少左衛門其外

諸役人 振廻候然ト毛幕屏風杯船二の

せ一艘ヅツ被廻候処俄ニ西風あかり船

四艘打わり候へ共濱へ打上人二けかハ

なく候末略ス

### 法華

久本寺 在宮之浦村 仙正坊

本蓮寺楠川村光照寺小瀬田村顯壽寺長田

村 蓮花寺長田村本隆寺一湊村玉林坊

本満寺吉田村本行寺志戸寺本仏村安房村

本台寺夷生村本徑寺尾間村 本任院

村 本壽寺栗生村岩勝寺平内村 願壽寺末

口永良部嶋 本行寺

中間寺中間村隆泉寺湯泊村

本要寺船行村 典良院小島村

錦 貝夜久乃斑貝今按ニ本文未詳但俗説

ヤシノグラカイ

二西海二有屋久嶋彼嶋ヨリ所出也  
貝合

古記まぜに色をつくりしてよるかいハ  
にしきの浦とみゆる成りけり

右和名抄二有 三条院御製

番鎮五ヶ所 宮之浦 一湊 長田 栗  
生 安房村也

當權現宮之浦 任吉神社志戸子村

矢箸八幡宮一湊村 濱神宮 權現宮

姪子宮栗生村 八幡宮平内村 權現宮

尾間有温泉

盛久大明神 安房村崇平家主馬  
明大明神判官石塚有

天満宮楠川村 横山大明神楠川村

宮之浦嶽 長田嶽 栗生嶽

右之三嶽勸請一品法珠權現

地頭

五代少左衛門 三原次郎左衛門重貞

纂考

取謨郡 和名鈔取謨ハ  
五年と阿リ

屋久島

鹿兒島の南に距る事四十八里周廻二  
十五里なり村落十八 栗生村永田村吉  
村宮之浦村船行村美生村小島村楠川  
村尾間村 平内村湯泊村小瀬田村中  
間村安房村原村  
口永良部島村

統紀孝謙天皇天平勝宝六年正月乙丑  
太宰府奏入唐副使從四位上吉備朝

臣真備以去年十二月七日來着益久島  
自是後自益久島進發漂蕩着紀伊國

牟漏崎又私記日掖玖ハ西海ノ別島也  
出ニ美貝一俗説謂夜句貝和名鈔引辨

色立成曰錦貝夜久乃班貝俗説西海在  
屋久島彼島所産也と見ゆざるを

書記通證曰琉球上古與掖玖混同ス  
其名一所謂小琉球者或指益久而言世

法録海貝亦可證也又曰夜久貝疑本  
草所謂老螺佃是也今出ニ于琉球國一未

聞レ出ニ於屋久島一蓋屋久與琉球一不  
甚遠一則疑古者彼島人始携ニ來ニテ

得レ名也といヘ里按ずるに住古ハ知  
るべからざれども今大島徳之島等に

も此貝・余多産するを思ヘバ琉球に  
限らず南海諸島ハ云も更なり屋久島

大隅にも往古より出づる事疑なし然  
らざれば和名鈔に其實を得ずして西

海在ニ屋久島一彼島所産也など猥に  
記すべけむや思ふべしされば上古琉

球を耶古と云ひし故に名を得たるに  
非ず屋久島の産なるか故に名を得た

らむも知るべからず又本草綱目啓蒙  
に曰青螺ハヤクカイ薩州屋久島の産

なり故に名ク誤て夜光ト云フト阿リ  
按ずるに屋久貝ハ即螺佃にして俗に

いふ青貝なり青螺ハ以て別種なり  
枕草子に曰公卿殿上人かわるがわる孟

取りて果夜句貝と云もの男子達かたて  
あるを御前に女そ 此佗すべて種子島

の巻に併せて云へるが如し故に爰に

略す

名勝考

取謨郡屋久島 和名鈔取謨五年俗或駒路  
益救島 統紀○書記夜句統紀夜久夜古

山○海東諸國記作赤島○圖書編作二葉活島一  
○琉球國志略作二野古一

府南海上四十八里周廻三十五里港  
五ツ大小村落二十餘

栗生 長田 吉田 脇元 一湊  
白子 方言白 宮之浦府楠川 小瀬田

舟行 粟穂 黒石野 麦生 原  
尾間 小島 平内 恋泊 中間 椎野

和名鈔取謨郡信  
有疑ニ推野之轉

書紀曰推古天皇二十四年掖玖入來ル隋  
書流求伝作ニ夷邪久夷邪久三字にてヤ

反ヤ 唐書作ニ邪古一者并に今の南海諸島  
にて混稱するものも通證曰琉球上世

與ニ掖玖一混同其名所謂小琉球ナル者  
或ハ指ニ益久一而言フ世法録海貝亦可レ

證也按今南島人七島を指して土噶喇  
といふが如く土噶喇ハ其一島宝島の

名なり掖玖又此方の地に近き端島ゆ  
ゑ南島を指してヤクといふハ當時南

島の各称未レ備が故なり 餘ハ後統紀  
文武天皇三年秋七月辛未夜久從ニ朝

宰一而貢ニ方物一授レ位ヲ賜フ物ヲ○元  
明天皇靈龜元年夜久來朝 各貢ニ方

物一ト云々其所謂夜久是又今の流求  
なり同紀 聖武天皇天平五年六月丁  
酉賜ニ多襪島益救ノ郡大領外從六位

下加理加等一百三十六人ニ多襪直一  
其益救郡ハ即益救島にして此時は多

襪島の内なりしが故に別に屋久島の  
名なし沿革ハ種子島ノ条に見へたり

又按天平五年熊毛益救能満の人等に  
朝廷命じて官姓を賜ふもの通計一千

一百十六人なり其子孫もし鶴と化し  
去り猿となり亡さるましかば今に至

て遐胄遺族亦多かるべし而ルを今種  
子屋久の島民ハ平氏の殘党文治の餘

燼と覺えたるはいとおぼつかなしミ  
づからも亦其祖を認ず其伝も存ふる

なければ詳なる事考ふべからず同紀  
孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑太宰

府癸ス唐唐副使從  
四位上古備朝臣真備カ船以ニ去年十

二月七日一來ニ着ク益久島ニ自レ是之後  
自ニ益久島一進發漂蕩ス着ニ紀伊國牟

漏崎ニ 延喜式部式ニ曰凡リ郡司者一  
郡不レ得レ併ニ用テ同姓一若シ他姓中無ハ

人可レ用者上雖ニ同姓一除ニ同門一外聽ス  
任ニ神郡一陸奥縁邊郡大隅取謨熊毛等ノ

郡者不レ在ニ制限一多氣等にて諸國に凡て  
九郡あり

本藩地理拾遺集  
取謨郡 淳和天皇天長元年停ニ能満一  
山一八重岳 合取謨為ニ郡一隸大隅國

川一安房川 屋久島  
惣廻 イ三十五里 二十里三

十町 上古掖玖或夜久益救郡  
古那久等ノ宇屬島永良

部島惣廻六里十町イ三里俗  
口ノ永良部島ト云

推古天皇紀云掖玖ノ人三人歸化按二南之小島タルニ由テ此朝ニ始テ投化スト見得タリ

統日本紀云文武天皇御宇多禊夜久奄美

度感度人從朝宰而來テ貢方物又云聖

武天皇天平五年六月丁酉益救郡大領

外從六位下加理加等二百三十六人

賜多禊直能滿郡少領外從八位上栗

磨等九百六十九人自居賜直姓

統日本紀十九廿一ノ卷

孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑太宰

府發入唐副使從四位上吉備朝臣真備

船以ニ去年十一月七日一來着益久島

自是之後自益久進發漂蕩着ニ紀伊

国牟漏崎

種子島氏久時譜

應永十五年十月八日從元久公種子島

氏八代左近將監清時為忠節之賞賜屋

久永良部兩島併領本領種子島十六代

左近將監久時入道一琢文祿四年轉種

子屋久惠良部三島而拜領薩州知覽

院慶長四年乙亥夏再賜種子島此時

屋久惠良部二島ヲ暫為借地終為公

領一從是世々種子島一島全領之

種子島家譜

時堯命ニ肥後典上妻家統一築屋久長

田城一矣

右同

久豊公ヨリ種子島清時ニ硫磺竹島黒

島三島加玉フ

右同

應永三十一年忠国公日州海江田城御

出陣之時代清時舍弟因幡守時真八月

參進鹿兒島一時有二邊參一雖依風波

難涉海上不任意之旨今度遲參不依

大小身一不去所領不可有對離云々苟

時真為名代去清時之所領詔無本意然

奉行大寺作州柏原豊州因催促不

レ止而獻惠良部即奉謁太守久豊公

文祿四年六月廿九日大關公以御朱印

島津右馬頭二五フ

高千九拾三石 永良部村

山役浦役此米 三千六百三拾四石三斗八升

川上因幡守日記

寬永十年癸巳諸国へ上使被召下候九

州へ八小出對島守殿堀織部殿能勢小

十郎殿被下候此間畧喜入久右衛門相

良丞助川上因幡相付申九月九日大泊

御出船屋久一湊之湊へ御着同十日永

良部へ御三人御渡候而其日屋久長田

へ御着同十一日又如一湊御廻之候由

被仰候処川湊ヲ浪沙ヲ上そき小記

候故御舟出候事遲トテ陸路ヲ相越候

地頭五代少左工門ニ其外諸役人振廻

ニテモ幕屏風ナト船ニノ七一艘ツ

被廻候処俄ニ雨風アカリ舟四艘打ワ

リ候得共濱へ打上候故人々ケカハナ

ク候未更ス

種子島氏藏書

薩摩国内屋久惠良部兩島專依為忠節

為料所相計也任先例可被領狀如件

應永十五年十月八日是朱ニテ書入ナリ元久ノコト也

玄仲判

肥後左近將監入道殿應永三十一年卒

地理志

寬永十年頃地頭五代少左工門三原次郎

左工門重貞

温泉 尾間村ニアリ有功驗

錦 貝夜久乃班貝今按ニ本文未詳但俗説ニ西海ニ有ニ屋久島一彼島ヨリ出所也

貝合 こぎませに色をつくしてよる貝

ハ錦の浦とみゆるなりけり

右和名鈔ニ有リ

名勝考

八重嶽八重岳とは屋久衆山の統呼也島中の佳景勝絶毛筆すべからず

屋久の一島皆相環て山なり其層巒重

嶽錯峙轟立若断若聯ルカハ百萬を

もて数ふ蓋八重とは八重の限路の如

く深く遠きを称するの詞なり山峯八重なるに取

などいふ山々コソツテ皆翠巒叢茂林蒙翳

八非なりシヤククにして未嘗シヤククテ精童の者なし碧樹緑

杉鬱々 蒼々雲を貫き天に入る一山

を登れば又一山あり更に峯を攀れば

更に峯あり其ノ間必ス一飛泉あれば

一流川あり深谷無底絶壁天ヨリ垂レ或ハ

瀑布萬丈溪澗百道なるものにして千

山之雪百川之水行とも尽ず望メとも

見へず其中竦然として峻拔尤モ高き

ものを御嶽といふ一曰宮ノ浦嶽二曰永田嶽三曰栗生嶽三山対立の形鼎足の勢ニあり其麓の道各別条あり三峯

の絶頂四時冰雪堆積其崇嶠赫々天

衝に交り蒼穹を凌ものノ如此山腰常

に雲霧縈帯して西東を辨ワキマかたし衆峯

の四辺に靡然たるは宛も兎孫の爺奶

を擁從するに以たり唯海上ニ浮んで

島を距マルこと数十里始て三峯の家を

遠望すべし蓋シ星槎勝覽所謂重曼山

山海經日月所出入スル豈共にこの秀峯

を指いへるも亦しるべからず

里はまだ冬の氣しきの見へなくに

いつしか屋久の雪の八重嶽

四時氷雪堆積ス云々改メザルべカ

ラス、夏雲 白野夏雲評

名勝考

花江川ハナエカガ川ヲカウといふ屋久方言此流を谷中

天然にして壘山 水の量容あり湖水

の深サ寸に盈す際に指爪を浸すへし満

面平坦にして浅深なし始て此に遊ぶ

もののおのつから人をして神爽飛起さ

しむ其間には珍花芳樹靈巖奇石環繞

蟠結姿態秀妙筆言ふへからず蓋シ言

神仙秘区と称古ノ所謂蓬島瑤池てふ

もの悪此所に非ざることをしらぬや

益救の如き殆ト寰宇の幽棲本藩の第

一勝といふべし○東遊記後編曰薩摩

大隅日向の地は甚南にありて最暖氣

の国也雪霜氷の類は其方角によりて

全無き所あり其ゆえは彼地いかなる高山深谷といへとも三冬に渡りて雪

有ことなし又人家に火燵といふものなし足袋頭巾の類用るに不及冬は天氣常に晴朗風は強からず冬虫蟄せず草木も是に應じ蘇鉄蘭之類自然生の山有撒攪龍眼肉皆実り松竹常に榮ふ北国

は是に反すと云々今按に高山深谷雪氷なく冬虫蟄せずとは非なり又益救島は南の海島にして八重嶽の絶頂は雪四時に絶ず然ればその海底より根き

したるノ長きを較は富士山にも抗衡すべしとぞ凡富士山登り十里ニテ正直十二町、箱根山ノ直高七町、是余田自在テウ算者が測量スル所ナリ、而富士五合ヨリ上ハ草木ナク頂ニ出水アリ、不増不減シテ、一回二百人シテ汲トモ、盈満シテ減少セズトゾシ

名勝考  
益救ノ神社  
同郡同島宮ノ浦村 延喜式ニ俗稱ス一品室珠権現ト亦稱ニ須久比神社一又嶽権現社あり。奉祀彦火々出見尊

延喜式神名式曰大隅國馭護郡一ツテ益救神社  
宮浦九景  
一品浦夜雨  
近渚篝燈小陰雲渡大江却侵商客夢  
微雨入船窓  
芦の葉にそよく嵐に降雨もやがて  
ぞぬる浦の笠舟  
蠟燭山秋月  
涼風吹木葉明月玉啄秋影擁金波色  
瓊々滄海風

秋さむき山のかなたに照る月は千里の外に影をひたして

潮酌測常燈  
潮至松間静狐燈徹レ夜ニ寒幽魚鏡レ  
影衆ク漁父下ニ釣竿一ヲ

舟寄る浦のしるべの燈は暁かけて影の寒むけき  
久木寺晚鐘  
樵爨江村暮狐鐘棲鳥歸為隣金利境  
使者動清機

杉村も尚おくふかき山寺をそれとばかりの入相の鐘  
羽神嶽瀑泉  
水勢割山浦千尋素練懸神龍蟠屈処  
時可上青天  
山高みみどりも深き雲間より猶怪しげにかかる白糸

後藤原夕照  
郊原低々接レ海天際都テ斜輝林外酒家在リ樵漁多ク酔帰ル  
夕日さす野中の里のとまやよりさまざまいそぐ賤がいとなみ  
城之平旧跡  
上古平城跡謁骸創業人英雄千載後  
一望湿ニ衣巾一

一つの世に誰住果し跡ならむ昔しゆかしき野への夕風  
檜尾山暮雪  
郡岳拱、其下ニ賸嶽積翠誇可隣雲外雪  
日暮尽為花

暮かかる山の高根の白雪に遠近人も寒さますらん  
城之山嶺松

嶺松霜雪古ク碧色大虚空中有金陽固  
千秋東鎮雄

高きやのあともそれそと千代かけて雲間につづく松の一村  
名勝考  
同村安房村 即粟穂村

恕竹居士の傳に曰恕竹は泊氏に在る時家弟に違す状ニ泊治部左門殿へとあり此古の人疑くば前にいへる古の時に天朝命じて官爵を賜ひし始めこの村の本佛もの遠裔ならん

寺に入て書を誦遂に祝髪す蓋し畜髮にては他国に出るなど不能が故に僧形となれり故に生涯書する所の筆跡等挙て皆儒者の語にして曾てその寺宗の妙法寺の佛号なし慶長中藤堂高虎の聘に應じて書を講ず高虎卒せし後本藩に帰り琉球に適き世主王の師となる其後大阪に寓居し朱学を教授

す是時年殆八十歳明暦年中屋久島へ帰り終る島民今に至り其徳を慕ひ其化を仰げり蓋希世の偉人なり  
伝は鳩巢文集に見へたり 諸家人物誌曰恕竹は薩摩の人姓を詳にせず或は薩州南の小島舵工の子也 國柱謂南小島八郎屋島民皆漁撈を業とし通久島にして舵工とは船を事にする故に云ふ 少して髪を削て僧となり京師に至り本能寺に居て法華を学ぶ然共心染すまた薩州に帰る時に

同州の人釈文之四書集註を講ずるを聞大に喜て曰吾固より是あるを思ふ果してしかり是をすて、何をか学んやと遂に文之に従学して儒となり藤堂候に聘せらる候逝して嗣君学を好ず因薩州に帰り餘禄を以親族郷人の貧なる者を賑ハし海に浮て琉球に適

く琉球王敬して師ト事ト翁琉球に居事久し然レ遠ク異国に就ことを樂まざ乃チ去て薩州に帰り又禄を以郷党に分ツこと始め如し明暦の間を以薩州の本邑に卒す 柱謂本村とは即安房村墓は本佛寺に在り 明暦元年卒あり  
孝義録曰馭護郡益救島栗生村百姓次右衛門孝行者宝曆三年褒美

名勝考  
口永良部島 益久の属島にして永良部島村と云本島の南に距こと三里  
○周田六里十八町田敷千九拾三石  
○圖書編に葉島といはるこの島なり  
口永良部島とは南島沖永良部と対へいふ口永良部より七島を経て大島深井浦まで七十五里の洋中を阿摩美津が門といふ是阿摩美島に渡るの海路なれば也又この島には青葉竹 即台明竹なり 甚多しいにしへに竹島と称しは今の屋久島かけていひしなるへし後紀に多禰国中能満郡合馭護と見えし能満はこの島にて當時より屋久島に隸られしなり

名勝考  
口永良部島 益久の属島にして永良部島村と云本島の南に距こと三里  
○周田六里十八町田敷千九拾三石  
○圖書編に葉島といはるこの島なり  
口永良部島とは南島沖永良部と対へいふ口永良部より七島を経て大島深井浦まで七十五里の洋中を阿摩美津が門といふ是阿摩美島に渡るの海路なれば也又この島には青葉竹 即台明竹なり 甚多しいにしへに竹島と称しは今の屋久島かけていひしなるへし後紀に多禰国中能満郡合馭護と見えし能満はこの島にて當時より屋久島に隸られしなり

名勝考  
口永良部島 益久の属島にして永良部島村と云本島の南に距こと三里  
○周田六里十八町田敷千九拾三石  
○圖書編に葉島といはるこの島なり  
口永良部島とは南島沖永良部と対へいふ口永良部より七島を経て大島深井浦まで七十五里の洋中を阿摩美津が門といふ是阿摩美島に渡るの海路なれば也又この島には青葉竹 即台明竹なり 甚多しいにしへに竹島と称しは今の屋久島かけていひしなるへし後紀に多禰国中能満郡合馭護と見えし能満はこの島にて當時より屋久島に隸られしなり

名勝考  
口永良部島 益久の属島にして永良部島村と云本島の南に距こと三里  
○周田六里十八町田敷千九拾三石  
○圖書編に葉島といはるこの島なり  
口永良部島とは南島沖永良部と対へいふ口永良部より七島を経て大島深井浦まで七十五里の洋中を阿摩美津が門といふ是阿摩美島に渡るの海路なれば也又この島には青葉竹 即台明竹なり 甚多しいにしへに竹島と称しは今の屋久島かけていひしなるへし後紀に多禰国中能満郡合馭護と見えし能満はこの島にて當時より屋久島に隸られしなり

名勝考  
口永良部島 益久の属島にして永良部島村と云本島の南に距こと三里  
○周田六里十八町田敷千九拾三石  
○圖書編に葉島といはるこの島なり  
口永良部島とは南島沖永良部と対へいふ口永良部より七島を経て大島深井浦まで七十五里の洋中を阿摩美津が門といふ是阿摩美島に渡るの海路なれば也又この島には青葉竹 即台明竹なり 甚多しいにしへに竹島と称しは今の屋久島かけていひしなるへし後紀に多禰国中能満郡合馭護と見えし能満はこの島にて當時より屋久島に隸られしなり